

「信用取引の契約締結前交付書面」新旧対照表

平成25年1月4日変更

(下線部分変更)

新	旧
<p>6ページ</p> <p>・ お取引にあたっては「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」を電磁的な方法により、当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。</p> <p>(参考「信用取引の基本的な流れ」の差し替え)</p> <p>■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の <u>25%</u>未満となった場合には、不足額を翌々日 <u>15時10分</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p>	<p>6ページ</p> <p>・ お取引にあたっては、<u>あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ</u>、当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。</p> <p>(参考「信用取引の基本的な流れ」の差し替え)</p> <p>■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の <u>20%</u>未満となった場合には、不足額を翌々日<u>正午</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p>